告　　示

○消防庁告示第十六号

排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第八十八号）第二条第三項の規定に基づき、加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

平成二十一年九月十五日

消防庁長官　河野　栄

加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第一　趣旨

この告示は、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第八十八号）第二条第三項に規定する加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二　用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　加圧式消火活動拠点　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条及び第百二十四条に規定する避難階段の階段室（当該階段が壁、床又は防火設備（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備をいう。以下同じ。）等で区画されていない場合にあっては当該階段）と連絡する室、建築基準法施行令第百二十三条及び第百二十四条に規定する特別避難階段の付室その他これらに類する室で、給気により加圧し、火災によって発生する熱や煙の影響を受けないよう措置されたものをいう。

二　隣接室　加圧式消火活動拠点と連絡する室のうち階段室以外のものをいう。

三　遮煙開口部　加圧式消火活動拠点と隣接室を連絡する開口部をいう。

第三　設置及び維持に関する技術上の基準

加圧防排煙設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一　排煙口は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十条第一号（イを除く。）の規定の例によるほか、次の㈠から㈢までに掲げる場所以外の場所に、間仕切壁、天井面から三十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造り、又は覆われたものによって、区画された部分（以下「防煙区画」という。）ごとに、一以上を設けること。

㈠　次のイからホまでに掲げる部分であって、床面積が五百平方メートル以下であるもの

イ　加圧式消火活動拠点

ロ　階段、廊下、通路その他これらに類する場所

ハ　浴室、便所その他これらに類する場所

ニ　エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室

ホ　エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの

㈡　準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画された室で、次のイからハまでに該当するもの

イ　壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。）でしたものであること。

ロ　開口部には、防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、常時閉鎖状態にあるもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けたものであること。

ハ　床面積が、百平方メートル以下であること。

㈢　各部分から隣接する一の室（イ及びロにおいて「排煙室」という。）に設置された一の排煙口までの水平距離が三十メートル以下である室で、次のイからハまでに該当するもの

イ　壁（排煙室に面する部分を除く。）及び床は、準耐火構造であること。

ロ　排煙室に面する開口部以外の開口部には、防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、常時閉鎖状態にあるもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けたものであること。

ハ　床面積が、百平方メートル以下であること。

二　排煙用の風道は、次に定めるところによること。

㈠　規則第三十条第三号（ホ㈡を除く。）の規定は、排煙用の風道について準用する。この場合において、同号イ中「排煙上又は給気上」とあるのは「排煙上」と、同号ロ中「排煙機又は給気機」とあるのは「排煙機」と読み替えるものとする。

㈡　自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。ただし、自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない風道に接続された排煙口を有する防煙区画に設置された当該排煙口以外の排煙口に接続されているもの又は直接外気に接する排煙口を有する防煙区画に設置された排煙口に接続されているものにあっては、この限りでない。

三　排煙機は、規則第三十条第五号の規定の例によること。

四　排煙性能は、次に定めるところによること。

㈠　排煙機により排煙する防煙区画にあっては、当該排煙機の排煙性能は、次の表の上欄に掲げる防煙区画の床面積の区分に応じ、同表の下欄に掲げる性能以上であること。

防煙区画の床面積	性能
二百五十平方メートル未満	当該防煙区画の床面積に一立方メートル毎分を乗じて得た量の空気を排出する性能
二百五十平方メートル以上七百五十平方メートル未満	二百五十立方メートル毎分の空気を排出する性能
七百五十平方メートル以上	当該防煙区画の床面積に三分の一立方メートル毎分を乗じて得た量の空気を排出する性能

㈡　直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあっては、当該排煙口の面積の合計は、防煙区画の床面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の式によって計算した面積以上であること。

防煙区画の床面積	面積（単位　平方メートル）
五百平方メートル未満	A÷100 √H
五百平方メートル以上七百五十平方メートル未満	5÷ √H
七百五十平方メートル以上	A÷150 √H

この表においてA及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　当該防煙区画の床面積（単位　平方メートル）

H　排煙口の開口高さ（単位　メートル）